

届出に関する Q&A

Q. 届出の開始日はいつからですか？

A. 当初の計画を公表したとき（平成 30 年 3 月 30 日）からです。

Q. 立地適正化計画区域についてはどこで確認できますか？

A. 青森市のホームページに掲載しています。詳細については、下記へお問合せ下さい。

青森地区…都市整備部都市政策課（電話：017-752-7977）

浪岡地区…浪岡振興部都市整備課（電話：0172-62-1116）

【青森市ホームページ】

ホーム > 市政情報 > 青森市のまちづくり > まちづくり（計画・方針・ビジョン） >
> 青森市の都市計画 > 立地適正化計画

Q. 届出書や必要書類等はどこで入手できますか？

A. 青森市のホームページからダウンロードができます。

また、都市政策課及び都市整備課の窓口でも配布しています。

【青森市ホームページ】

ホーム > 市政情報 > 青森市のまちづくり > まちづくり（計画・方針・ビジョン） >
> 青森市の都市計画 > 立地適正化計画の届出制度

Q. 都市計画区域外の土地については届出が必要ですか？

A. 都市計画区域外の場合、立地適正化計画の区域外となるため、必要ありません。

Q. 届出対象区域と対象外の区域の両方が含まれている土地の場合、届出は必要ですか？

A. 土地の一部にでも届出対象区域が含まれている場合は、届出対象となります。

Q. 複合施設において、一部に誘導施設を含む場合は届出の対象となるのですか？

A. 一部でも誘導施設を有する場合は届出の対象となります。

Q. 着手する日の 30 日前とは具体的にいつですか？

A. 工事着手予定日の 30 日前です。

Q. 開発許可申請や確認申請の提出の前後関係はどのようにすればよいですか？

A. 法的な前後関係の定めはありませんが、届出制度は、開発行為等を事前に市が把握し、（誘導区域へと誘導するための）国の支援等の情報提供などを行うためのものですので、開発許可申請や確認申請等に先立ち届出をお願いします。

Q. 届出に係る事項に変更が生じた場合はどのようにすればよいですか？

A. 変更に係る行為に着手する 30 日前までに、所定の様式により届出をお願いします。

Q. 届出対象区域において、1,000 m²未満の土地で 3 戸以上の建築物を建てられるように宅地分譲をしますが、分譲後に土地の所有者等が各々で 1 戸ずつ建築物を建てる場合でも届出が必要となりますか？

A. 3 戸以上の建築物を建てることを目的として土地を分譲しているため、建築物を建てる際には届出が必要となります。